

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 第3回



令和7年3月21日

内閣府公益認定等委員会事務局

内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」



目次

新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置 p 3

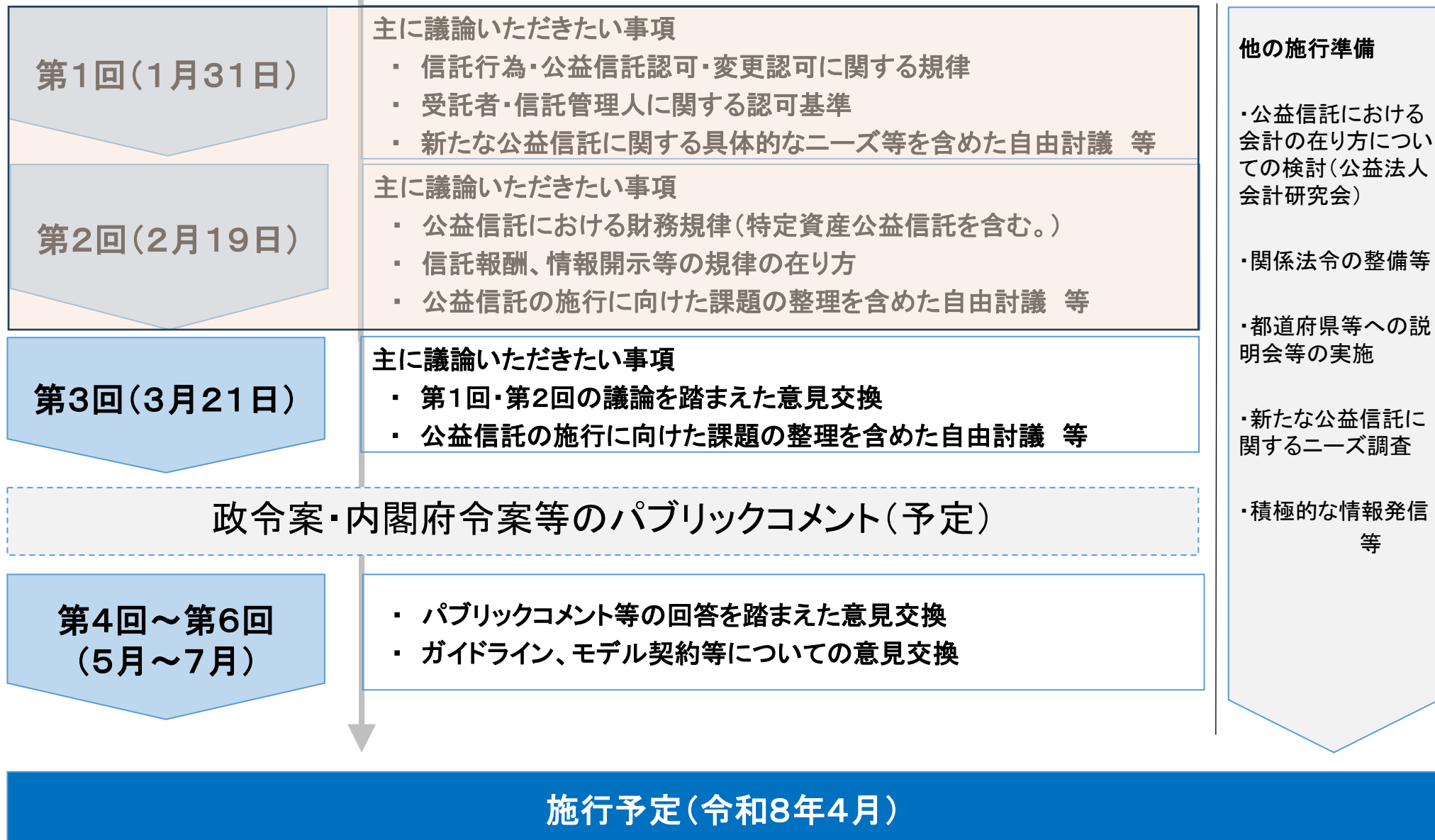
本日主に議論いただきたい事項

1 全体・政令関係 p 6

2 内閣府令（法律施行規則）関係 p 9

3 合同命令（計算規則等）関係 p 26

新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置 - 詳細スケジュール案 -



法律

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）

- ・ 主務官庁制の廃止、公益法人と共通の行政庁による一元的認可・監督制度
- ・ 公益法人と整合的な認可基準の法定
- ・ 公益信託認可に伴う税制優遇の措置に関する税制改正

施行準備研究会の目標

政令

①施行日令、②施行令、③整備政令

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）と整合的な整備
- ・ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）廃止（主な論点）特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者 等

内閣府令 ・ 合同命令

①内閣府令、②内閣府・法務省の合同命令（信託法読替え部分）

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）と整合的な整備、信託計算規則（平成19年法務省令第42号）等との関係整備
- （主な論点）
信託行為に定める事項、公益信託認可等の申請手続、公益信託認可基準（受託者・信託管理人の能力要件等）、特定資産公益信託の要件、財務規律（中期的収支均衡、公益事務割合、使途不特定資産）、公益信託報酬の支払基準、定期提出書類の作成、提出等

ガイドライン モデル契約書等

①ガイドライン、②モデル契約書等

- ・ 公益法人のガイドライン（令和6年12月）と整合的な公益信託ガイドラインの策定
- ・ モデル公益信託契約等の策定（特定資産公益信託、移行に関する書式その他）
- ・ 公益信託の活用を広げるための基準やひな型の提示

会計の在り方 ・ その他

①会計の在り方、②都道府県の体制整備の支援、③移行支援、④公益信託DX、⑤広報・啓発

- ・ 公益信託の計算書類等の作成基準等についての在り方の検討
- ・ 主務官庁制の廃止等に伴う都道府県の体制整備の支援
- ・ 既存の公益信託の移行に関する手続きの明確化 等

1 全体・政令関係

- 一政令・制度全体に関する御意見等
- 一特別の利益を与えてはいけない者の範囲

2 内閣府令（法律施行規則）関係

(1) 公益信託認可等に関する事項

- 一信託契約書・認可申請・変更の関係
- 一府令第1条（信託行為に定めるべき事項）
- 一府令第2条（公益信託認可の申請）

(2) 利用者の負担軽減等に関する対応

- 一受託者の負担軽減等に関する検討状況
- 一府令第39条～第49条（定期提出書類）

(3) その他の論点

- 一府令第3条（特定資産公益信託）
- 一府令第24条～第32条（公益事務割合）

3 合同命令（計算規則等）関係

4 自由討議

今回取り上げた参与からの御意見は、時間の関係上、政令・府令事項に関わるものを中心とし、その他の事項については引き続き検討を要することとさせていただきたい。
また、参与等の御意見は、紙幅の関係等により意見書や御発言内容から、趣旨を逸脱しない範囲で修正等を行っている場合があることも、合わせて御容赦いただきたい。

1 全体・政令関係

- 一 政令・制度全体に関する御意見等
- 一 特別の利益を与えてはいけない者の範囲

制度全体・政令に関する御意見等

	参与からの御意見	対応方針（考え方）
総論	公益法人の規制を参考にすることは当然であるが、ボトムラインとしては、より緩和された規制を基本とし、規模が大きい場合には、上乘せの基準を適用すべきである。最低限規模別規制を導入し、信託財産種別（金銭のみかそれ以外か）、業態別（助成型か事業型か）、責任範囲別（限定責任信託か否か）などを導入することが妥当である。（第2回研究会意見、岡本参与意見書他） 全体的に、自然人や信託業に従事しない者を念頭に置いた規律となっている。個人と大企業に同じ書類、規制を求めるという発想自体に無理があると思われるため、受託者の性質・規模ごとに区分された規律を用意すべきではないか。（豊福参与意見書）	- 御指摘の通り、例えば少額の信託財産を管理し、安定資産で運用を行い、金銭で助成を行う助成型の公益信託と、美術品の展示や学生寮の運営等事業型の公益信託について、一律同様の基準で判断することは、望ましくないため、求める書類や説明内容は異なるものであると考えられる。 - また、受託者や信託管理人の要件についても、それぞれの属性に応じて、説明を求める範囲は異なってくるものと考えられる。 - 内閣府令等には一定の事項を定める必要があるが、運用面については、今後の議論も踏まえ、ガイドライン等で示していきたい。
政令関係（特別の利益）	財産拠出者である委託者がその関係者を使って、実質的に拠出した財産を戻すようなことにならないよう考慮すべきと思う。（委託者が法人の場合の設立者、基金の拠出者等）株式会社における設立者まで範囲を広げが必要がないが、財団法人の拠出者等に限定するべきではないか。（第2回研究会意見）	契約の当事者である委託者と受託者については同様の規律とし、監督者としての権限を有する信託管理人については、法人である場合についても、役員等を関係者として掲記しない。 - 財産拠出者という地位（設立者、拠出者、発起人等）では業務執行に当たる権限を有すること及び多様な受託者が想定される中で基準としての明確性も要請されることを考慮する必要がある。 - 特別の利益の供与禁止の範囲は各法人で多様であり、各法人の規律も存在することを考慮する。
政令関係（特別の利益）	委託者については、親会社や子会社を範囲に含めていないが、設立者等と同様の理由により含めるべきではないか。（第2回研究会意見）	委託者は、信託行為の当事者であり、委託者は信託行為の設計をすることができること等を考慮し、受託者と同様に、委託者が法人等である場合は業務執行者とともに、実質的支配関係がある者（子会社側も親会社側共に）を含める。
政令関係（公益事務）	別表に「前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動」を政令で定める。（岡本参与意見書4） 別表に「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県または指定都市の条例で定める活動」を政令で定める。（岡本参与意見書7）	別表23号は将来において、社会・経済情勢の変化により明らかに1号から22号までの種類の事務では捉えきれないものが生じたと認められる場合に機動的に追加できるように政令により「公益に関する事務」を追加することを委任している。当該規定の整備を要する事情が生じていないことから、当該規定に係る政令を当面規定しないこととする。

政令第1条（特別の利益を与えてはいけない者の範囲）

検討の視点

- ・「特別の利益」供与は、**本規定の関係者であるか否かに関わらず原則的に禁止**される。そのため、本規定で関係者の範囲を画する趣旨は「特別の利益」の供与につき取引関係の開示を求められる者の範囲である。
- ・認可・監督時の基準として「特別の利益」供与禁止の関係者は明確な基準であることが求められる。
- ・「特別の利益」は利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が社会通念等から判断して合理性を欠く経済的な利益の供与その他の優遇に当たるかであり、公益信託事務の具体的な内容等に基づいて個別的に判断していくことが相当である。たとえば、利益を受ける者の選定過程が公平であり、透明性が確保されているなど、不特定かつ多数の者が平等に受益の機会が与えられている場合などには、これに該当しないものと考えられる。

	関係者	政令案	補足説明
1	委託者・受託者・信託管理人	当該公益信託の委託者、受託者又は信託管理人	法律上例示されている者
2	委託者・受託者 (法人その他の団体)	業務を執行する役員（理事、取締役等）	委託者と受託者については同一規律
3	1～2が個人の場合 (親族等要件) ※②は①の場合も含む	① 配偶者又は三親等内の親族 ② 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ③ 金銭その他の財産によって生計を維持する者	変更なし
4	委託者、受託者 (法人その他の団体)	① その法人が事業活動を支配する法人 ② その法人の事業活動を支配する者（個人を含む）	3については適用なし 公益法人同様に府令で定める

（関係する他の規定）関係者の範囲はそれぞれの規制目的に従って整理されている。

- ① 公益信託法関係
法第8条第6号（公益信託の関係者以外への特別の利益供与禁止の規定）、法第9条（欠格事由）、会計関係の開示の在り方
- ② 公益法人認定法関係
令和6年改正で特別の利益供与禁止の関係者の範囲を開示の対象と一致される方向で改正（公益法人認定法施行規則第46条第1項第3号ホに「関係当事者の取引に関する事項及びその明細」を追加）、会計基準の見直しにより財務諸表の注記にある関係当事者の範囲と一致
- ③ 税法令関係等
委託者・寄附者、受託者・信託管理人（法人である場合には、その同法第9条第2号に規定する理事等を含む。）、又はこれらの者（個人に限る。）の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、報酬の支払その他信託財産の運用及び公益信託の運営に関して特別の利益を与えないこと（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第2号ハ（未施行））

2 内閣府令（法律施行規則） 関係

- (1) 公益信託認可等に関する事項
 - 一 信託契約書・認可申請・変更の関係
 - 一 府令第1条（信託行為に定めるべき事項）
 - 一 府令第2条（公益信託認可の申請）

信託契約書、認可申請、変更手続きの関係

信託行為（信託契約書）⇒府令第1条

必要的記載事項

記載がなければ不認可となるもの

（法第4条第2項第1号～第3号、府令第1条第1～第5号、第7号等）

公益事務に関する事項

- ① 公益信託の目的
- ② 公益事務を行う区域
- ③ 公益事務の内容

信託財産に関する事項

- ① 信託財産の受入れ、運用、支出等
- ② 計算期間

当事者や職務に関する事項

- ① 委託者及び受託者の氏名及び住所
- ② 受託者の職務
- ③ 信託管理人の職務 等

相対的記載事項

当該行為等を行う場合、記載がなければ不認可となるもの

（府令第1条第6号、第8～10号、第12号、第14号）

- ① 公益信託の存続期間
- ② 受託者が二人以上ある場合の代表受託者等
- ③ 公益信託事務の一部を委託する場合の委託先等
- ④ 合議制の機関を置く場合の当該機関の職務等
- ⑤ 利益相反行為を行う場合の当該行為等
- ⑥ 公益信託報酬

任意的記載事項

必要的記載事項、相対的記載事項以外の、契約書記載事項

認可申請書

別紙信託
契約書
のとおり

参与等からの御意見

- ・ 任意的記載事項の中でも重要な事項があるのではないか。
- ⇒現時点で基準の明確性を従事して維持。事後的監督対応。
- ⇒問題事例の有無を検討



変更手続き

必要的記載事項

原則**変更認可**
（軽微（※）なものは届出）

相対的記載事項

原則**変更認可**
（軽微（※）なものは届出）

任意的記載事項

届出（軽微（※））

信託契約書別紙

信託契約の**細則**として定めるもの（実施規程等）

信託契約書別紙

添付書類
として提出

信託契約書別紙

信託契約の
定めに基づき変更

※「軽微」性は、行政における変更認可を必要とするか否かの観点から判断

府令第1条（信託行為に定めるべき事項）①

法第4条第2項 公益信託の信託行為の規律

公益信託の信託行為には、①公益事務を行うことのみを目的とする旨、②公益信託の名称、③信託管理人を指定する定め、④帰属権利者を指定する定め、⑤その他府令で定める事項が定められなければならない。

（信託行為において定める事項）

府令第1条 法第4条第2項第4号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 1 委託者及び受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 公益信託の目的
- 3 公益事務を行う区域
- 4 公益事務の内容
- 5 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項
- 6 公益信託の存続期間を定める場合にあっては、当該期間に関する事項
- 7 受託者の職務に関する事項
- 8 受託者が二人以上ある場合にあっては、代表受託者（公益信託事務の処理を代表して行う受託者をいう。）の氏名又は名称及び各受託者の職務に関する事項
- 9 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合（次に掲げるものを委託する場合を除く。）にあっては、その委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続並びに委託する公益信託事務の内容
 - イ 信託財産の保存行為に係るもの
 - ロ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とするもの
 - ハ 公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有するもの
- 10 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては、当該機関の名称、職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任及びその任期並びに当該構成員に報酬を支払う場合にあっては、その額又は算定方法
- 11 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限り。）にあっては、その旨及び当該取引の内容
- 12 公益信託事務の処理の方法に関する事項
- 13 信託管理人の職務に関する事項
- 14 公益信託報酬を支払う場合にあっては、当該公益信託報酬に関する事項
- 15 信託事務年度（一年を超えないものに限る。）

府令第1条（信託行為に定めるべき事項）②

- 公益信託における信託行為の考え方（以下全体（原則））を踏まえ、公益性の確保等のため重要な事項は定めるべき事項として規律しつつ、一部御指摘を踏まえ規定の明確化等を行った。

	参与からの御意見(※)	対応方針（考え方）
全体 (原則)	公益法人ガイドラインにおけるプリンシパルベースの原則（8頁）と同様の規範（法人自治ではなく、公益信託の場合、私有財産権、契約自由や私的自治）を踏襲してほしい。（岡本参与意見書2）	- 理事会等法令に定められたガバナンスを前提に幅広い自治（法人の経営判断）が認められる公益法人と異なり、公益信託においては、信託行為の定めにより、受託者の自由（裁量）をある程度制限する必要がある。 - また、受託者のガバナンスは区々であるところ、信託行為において受託者の公益事務の内容やその執行方法（体制）を細かく規定することにより公益性が確保されていると判断することも想定される。

	参与からの御意見	対応方針
信託財産の 受入れ等に関する事項 (5号)	運用方法については、財産の多様性に応じて、非常に多様性がありかつ機動的な運用が必要とされる場合もあり得る。基本的に、8条7号該当性の確認の範囲でよい。（岡本参与意見書10）	- 信託財産の運用方法については、信託という性質上、重要な事項と考えており、必要的記載事項としている。 - 一方で、ある程度柔軟な運用ができるような信託行為の定め方是有り得ると考えられる。
存続期間 (6号)	存続期間を想定している場合でも、定めることを必須とはすべきではない。寄附や追加信託の可能性を幅広く考えようとすれば、存続期間を規定することで、変更認可が必要になることは避けたいと考えるのではないかと。（岡本参与意見書12）	- 公益信託がいつまで存続するかは、具体的な公益事務の内容と合わせて当該公益信託に寄附者にとっても重要な事項であり、信託行為で明らかにすべきと考える。 - 有期・無期はどちらを推奨するというのではなく、公益信託の実態に合わせて、設定されるべきと考える。
受託者の 職務に関する事項 (7号)	受託者の職務は、公益信託事務の遂行であり、公益法人の場合に、法人の業務の記述を具体的に求めることはない。受託者が複数の場合でかつ受託者の職務・権限について異なる内容がある場合には、信託行為等で明らかにすべきだろう。（岡本参与意見書13）	- 上記原則の通り、公益信託の信託行為には、公益信託事務の処理の方法や体制について、詳細に記載すべきと考えており、受託者の職務もその一つと考える。 - 信託法第26条の受託者の権限の範囲の規律だけでは、具体的な職務を行うかが明らかではなく、受託者に広い裁量が与えられることにもなりかねないと考えられ、適正な運営のために記載を要すると考えられる。

府令第1条（信託行為に定めるべき事項）③

	参与からの御意見	対応方針
代表受託者の氏名等及び各受託者の職務に関する事項 (8号)	代表受託者記載は必要ではない。申請者に、受託者連絡先の記載を求め、提起提出書類に含めればよい。なお、信託法上存在しない概念の導入が、共同受託者間の権限関係に影響を与えることも考えられるのではないかと。(岡本参与意見書14)	- 受託者が複数の場合、行政、受託者双方にとって、代表受託者を置くことは、公益信託事務の適正な処理や効率性の観点からメリットがあると考ええる。 - 代表受託者は、公益法人の代表理事のように他の理事と異なる職務・権限を必ず有する必要もなく、その職務分担等は、信託行為で明らかにする必要があるものと考ええる。
委託先名又は委託先の選定に係る基準等及び委託する公益信託事務の内容 (9号)	委託について、信託業法のような規制はする必要はない。委託などは、事業運営上、社会の状況・事務処理から臨機応変に対処することが合理的である。丸投げは不適切であるから、事業計画書において確認することは必要ではあるが、それ以上の特定が必要であるのか。(岡本参与意見書15) 信託法上の委託の範囲は非常に広く、建物の修繕を建築会社への委託、登記・訴訟の専門家への委託、証券会社を利用することも委託に含まれる(金融庁「信託会社等に関する総合的な監督指針」3-4-5)。想定すべきは、公益信託事務を行うために比較的重要な事務を委託することであると考えられるので、その趣旨がわかるような条項としていただきたい。(豊福参与意見書)	- 受託者が公益信託事務を処理するところ、第三者に委託する場合には、その委託先の適正性含め受託者がしっかり監督すべきであると考えており、その基準等を信託行為に定めることが必要と考ええる。 - あらゆる委託を定めることは現実的ではないことから、信託業法第22条第3項等の規律も参考とし、信託行為において、記載を求めない委託について規定の追加を行った。 - 信託行為に記載を求めない委託の具体的内容については、ガイドラインにて示す予定。
合議制の機関の名称等及び権限に関する事項 (10号)	合議制機関を置く場合でも、多様な職務が考えられ、「人数、選任、任期、報酬」等の詳細は運営規定による旨を記載すればよく、規程の変更も、公益法人と同様に取り扱うべき。例えば、「技術的能力」の点から機関設置が必要であるのなら、その審査内容の基準として考えればよいが、設置したとしても信託行為への記載を必須にする必要はない。(第2回研究会意見、岡本参与意見書16)	- 機関設置のない公益信託において、合議制の機関は重要な役割を果たすと考えられ、認可基準の審査においても考慮される事項となり、信託行為の記載事項とすべきと考える。 - あらゆる合議制の機関を信託行為に規定することは現実的ではないと考えられることから、「公益信託の適正な運営のために不可欠なものとしての合議制の機関」と「不可欠なもの」に限定する規定の追加を行った。 - 具体的なものについては、ガイドラインにて示す予定。

府令第1条（信託行為に定めるべき事項）④

	参与からの御意見	対応方針
信託管理人の職務に関する事項 (11号)	信託法上の義務を負うことは明らかなが、それ以上に「詳細」を「信託行為において明らかにすることが必要」か。より具体的に記載することは、モデルにおいて推奨されてよいが、記載を必須にすべきではない。 (岡本参与意見書17)	受託者の職務とも共通するが、信託法上規定があるのは一般原則であり、信託管理人の役割の重要性も鑑み、各々の公益信託事務の内容等に照らした具体的な職務は、信託行為において明らかにされるべき事項であると考えられる。
利益相反行為に関する事項 (12号)	利益相反行為に関する記載は、可能性がある場合には記載することが望ましい（ガイドラインで推奨してよい）。ただし、任意的な、個別信託行為の記載によるよりも、信託法第31条第2項第4号による特別の利害関係等の判断の方が一般性があり重要。この点での措置はできないか。つまり行為に記載されていなくても、実質的に利益相反にならない、という規定が重要。 (岡本参与意見書18)	- 信託法上も要請する信託行為への記載は、公益性を確保するためにも、利益相反行為を行う場合は必須であると考えられる。 - 加えて、公益信託認可の基準である「特別の利益の供与」等（法第8条第5号又は第6号）に該当するおそれもあるため、そのような観点でも、信託行為において明らかにすることが必要と考える。
公益信託事務の処理の方法に関する事項 (13号)	「受託者が具体的にどのように処理するかについて、信託行為に明確に規定することを求める。」とあり、かつ「信託財産に係る経理の方法、財産運用の方法、事業計画や財産目録等といった提起提出書類の作成プロセス、関連諸規定を定める場合の制定方法等受託者が処理する方法について幅広く規定することを求める」とあるが、詳細すぎる。定款の記載と並列的な記載に留めるべきだろう。事業の自由度がなくなる。 (岡本参与意見書19)	- 原則にも記載の通り、「定款」と「信託行為」の記載事項の粒度は異なるものと整理している（よって、定款の記載事項は参考にはなるものの、並びであるという考え方は取っていない）。 - 特に、受託者が処理する公益信託事務については、受託者を拘束する事項としてより詳細に規定することが必要であると考えており、必要的記載事項としている。
信託報酬に関する事項 (14号)	信託報酬についての記載は不可欠で、その点は問題ない。一方で、非営利活動の世界では無報酬は例外ではなく、当然ながら無報酬を含めての記載であることはガイドラインやモデルでは説明されてよい。他方では、適切な報酬を前提にした制度利用の拡大を促進する必要もある。（岡本参与意見書20）	- 無報酬の場合、信託行為の規定は求めないが、公益信託報酬の支払基準の開示においては、無報酬の場合はその旨開示することを、ガイドラインで説明することを予定している。 - 御指摘も踏まえ、更に検討を進める。

府令第2条（公益信託認可の申請）①

法第7条第2項 公益信託の受託者となろうとする者は、公益信託認可を申請しなければならない。

2 公益信託認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

- ① 公益信託の名称
 - ② 受託者及び信託管理人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ③ 公益事務を行う都道府県の区域
 - ④ 公益事務の種類及び内容
 - ⑤ その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ① 公益信託に係る信託行為の内容を証する書面
 - ② 事業計画書及び収支予算書
 - ③ 法令上行政機関の許認可等関係書類
 - ④ 当該公益信託に係る信託事務（公益信託事務）を処理するのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする当該公益信託の信託財産に係る財産目録その他の内閣府令で定める書類
 - ⑤ 支払基準記載した書類
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

府令第2（B）条 法第7条第2項の規定により公益信託認可の申請をしようとする者は、様式第一号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 法第7条第3項第4号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- ① 予定財産目録
- ② 事業計画及び予算の基礎となる事実を説明する書類
- ③ 受託者の固有財産における計算書類
- ④ その他経理的基礎を有することを明らかにする書類

3 法第7条第3項第6号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- ① 受託者・信託管理人の略歴等
- ② 信託管理人の就任承諾書
- ③ 受託者固有の計算書類等
- ④～⑥ 確認書（欠格関係）
- ⑦ 納税証明書
- ⑧ 委託者の承諾書面
- ⑨ 行政庁が必要と認める書類

4 添付書類についてインターネット等の情報による代替

5 複数の公益信託を受託する者に対する提出書類の緩和措置

府令第2条（公益信託認可の申請）②

- 公益信託認可の申請については、行政庁が公益信託認可の基準への適合性等を判断するため必要な書類の提出を求めることとするが、一部御指摘を踏まえ再検討し、書類の削除を行っている。

	参与からの御意見	対応方針
申請主体 (1項)	「公益信託の受託者となろうとする者」の範囲は明確か。複数受託者の場合には、申請は、①連名で行う必要があるのか、②「代表受託者」の名前でよいのか、③受託者の一人の申請でよいのか（「信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがある場合」であればその分担に基づいている場合も含め。なお、その場合受託者の就任承諾書は必要か、など）（岡本参与意見書22）	原則代表受託者が申請を行い、申請書のかがみは代表受託者の氏名等を記載のうえ、別紙において共同受託者の氏名等を記載することを想定している。その場合、就任承諾書は不要と考えている。詳細は、ガイドラインにて示す予定。
申請書類 (2項・3項)	書類が多すぎる。 「その他行政庁が必要と認める書類」を規定すると、提出書類がますます増えると考えられるが、拡大しない歯止めは。（岡本参与意見書32、35）	- 公益信託認可基準への適合性等を判断するために、必要な書類に限定していると認識しており、第2回研究会資料1のP15、18において公益信託認可基準と確認書類、書類提出の理由を纏めているので、御参照いただきたい。 「その他行政庁が必要と認める書類」については、公益法人と同様に、公益事務該当性の判断要素の明確化を図る観点から、事業のチェックポイント（※）ごとに、審査に必要となる判断要素及び行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類・証憑類を設けることとし、ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、行政庁は、受託者に対して当該書類を必要とする理由を示すものとする。
事業計画及び予算の基礎となる事実を説明する書類 (2項2号)	事業の裏付けをあまり強く求めるのではなく、事業計画や収支計画を基本的に尊重することを前提にした公益法人レベルでの必要書類にすべき。寄附計画の具体性・現実性や事業収入の現実性を強く問うことは、事業の革新性を阻害する。（岡本参与意見書24）	- 公益法人においては、前年度の活動計算書等を求めているが、公益信託においては、認可の申請時点で存在しない。 - 具体例としては、寄附金収入の見込みがある場合には、その算定根拠（大口拠出者の予定等）、借入れの予定等の記載を求めることを想定している。

府令第2条（公益信託認可の申請）③

	参与からの御意見	対応方針
受託者の固有財産における計算書類（2項3号）	受託者の固有財産に関連して、滞納処分を受けていないことが法定されており、必要最低限度かつ単に債務超過だから不認可とはならないことを前提にすべき。個人に、源泉徴収票、財産に関する調書まで求めるべきとは思わない。（岡本参与意見書25, 39）	- 債務超過を一定のラインとしつつも、公益事務の内容や個々の受託者の状況は考慮することを想定。 - 個人は、裏づけとなる書類として、調書については求めるものの、源泉徴収票までは、原則求めず、また安定的な職業に就く者へは求めない等の運用としたい。
その他経理的基礎を有することを明らかにする書類（2項4号）	事業計画・収支予算において、事業計画の現実性に関係して、ア）財政基盤の明確化は信託財産と事業計画とにおいて一定程度必要だろう。イ）経理処理・財産管理の適正性は、帳簿等の作成が義務付けられている関係上、きちんとした予算書が出されていればそれで判断できる（事後的に報告書類で確認できる）。ウ）情報開示の適正性の点でも妥当な開示が必要であるが、提出書類が出せており、かつそれを行政庁が公開する範囲を決めていくことで代替できるのではないか。（岡本参与意見書26, 40, 41）	- 経理的基礎に関する説明内容については、第2回資料1のP19にの通り、事業計画書や収支予算書を作成するための体制（分別管理や書類の作成プロセス）について説明を求めることを想定している。 - 御指摘の通り、認可時の提出書類や定期提出書類の作成状況で受託者の経理的基礎の判断において、考慮要素とはなるが、体制そのものを事前に確認することが必要であると考える。 （事後規制のみでは、適正な運営に支障をきたす可能性も否定できない。）
受託者・信託管理人の略歴等（3項1号）	略歴は必要なのか。必要な場合にはその他条項で求めればよいが、すべてに必要ではない。（岡本参与意見書28）	認可基準が設けられている受託者・信託管理人については、個別の能力について、判断する必要があり、略歴についても参考情報になり得る。
委託先の略歴等（旧3項3号）	委託先についての細かい情報収集は不必要。公益法人よりも規制を厳しくする根拠がない。（岡本参与意見書30）	- 委託先については、例外を除き、信託行為への記載を求め、また受託者の技術的能力の基準である適正な運営の仕組みにおいても、説明を求める - その上で、委託先自体は、受託者の能力審査の要素になり得るに過ぎないため、御指摘を踏まえ削除する。
合議制機関の構成員の略歴等（旧3項4号）	受託者と下位の委員会とは根本的に異なる。権限はそれぞれの受託者の判断に任せるべきであるし、その運用も機動的にできるようにすべき。公益法人により強い規制は不必要。	- 合議制の機関については、公益信託事務の処理に関する重要な事項の諮問等行うものは信託行為への記載を求め、また、受託者の技術的能力の基準である適正な運営の仕組みや専門家の関与等においても、説明を求める。 - その上で、合議制の構成員の略歴は、受託者の能力審査の要素になり得るに過ぎないため、御指摘を踏まえ削除する。

2 内閣府令（法律施行規則） 関係

- (2) 利用者の負担軽減等に関する対応
 - －受託者の負担軽減等に関する検討状況
 - －府令第39条～第49条（定期提出書類）

受託者の負担軽減等に関する検討状況

- 御意見も踏まえ、一部の負担軽減策については府令において定めることとしたい（詳細以下）。

	参与からの御意見	対応方針
書類の種類	現行の公益信託の定期提出書類は、4種類程度であり、それが事務局案では18種類に増加しており、特定資産公益信託に限っても12種類である。出来るだけ書類の増加は少なく、必要な書類に限定していただきたい。公益法人と同様の提出書類とするのではなく、公益信託の軽装備な実施を可能とするようにしていただきたい。（豊福参与意見書）（岡本参与意見書32, 35も同様）	公益信託認可基準の適合性等を確認するため、一定の書類（法20条4項の「財産目録等」）の提出は求めるが、財産目録等のうち、受託者等名簿や公益信託報酬の支払基準等に毎年変更が起こることがあまり想定されないものについては、作成したもの取り扱い、変更がない旨示す（チェック）のみで重ねての提出は求めないこととする。（府令39条2項、40条4項、48条2項、49条2項）
受託者の属性に応じた対応	信託業法や兼営法に基づく監督を受けている会社や有価証券報告書の提出企業における簡易な対応をご検討いただきたい。（豊福参与意見書）	- 受託者に関する事項は、信託業の免許を受けた者であれば、その旨を記載により省略できるよう検討中。また、信託銀行等だけでなく、公益法人等行政による監督を受ける法人等も一部説明を省略できる部分があるものと考えられる。 - 一部書類は認可時に提出後、変更がない限りは、毎年の提出を求めない方向で検討中。（府令48条2項）
受託者の能力の説明書類	例えば信託銀行であれば、「業務方法書」を移行認可時に一度提出し、変更がない限り提出不要とすることを認めていただきたい。（豊福参与意見書）	
受託者固有の情報開示	- 信託銀行の場合、1社で100以上の公益信託を受託しているため、全件につき受託者固有の情報を定期提出することは実務上の負担がかなり大きい。（豊福参与意見書、以下も同様） - 上場会社等であればHP等で有価証券報告書等を閲覧できるので、その旨を記載すれば、受託者固有の情報開示として足りるのではないか。	- 受託者固有の情報等については、公益信託毎に提出をするのではなく、受託者毎に提出できる仕組みとする。（府令2条5項、40条4項） - 上場会社等HP等で受託者の運営組織に関する重要な事項（府令49条1項各号）や計算書類が開示されている場合は、HPアドレスを記載することで提出に代えることができる（府令2条4項、49条3項、55条3項）
納税証明書	有価証券報告書を提出している会社の場合、有価証券報告書を見れば、納税を行っていることは少なくともわかるので、それで代替していただきたい。（豊福参与意見書）	有価証券報告書の提出会社（準ずる者を含む）、他の法令により滞納処分が欠格事由として定められている法人（公益法人、認定NPO法人等）は、納税証明書の提出は不要とし、確認書のみの提出とする。（府令2条3項ただし書、49条2項、59条3項）
オンライン申請	「誓約書」「承諾書」など、書面提出を極力なくし、オンラインチェックにすべき。「書類」「書面」ではなく、虚偽があれば認可取消しを含め対応を取る事後規制化を行うべき。（岡本参与意見書5ほか）	- 公益認定等総合情報システムにおいて、現時点で実装することは難しく、中長期的な課題としたい。 - そのうえで、承諾書や確認書については、行政庁がひな型を作り、提示することも検討する。

府令第 3 9 条～第 4 9 条（定期提出書類）①

- 御意見も踏まえ、負担軽減策として、①内容に変更がない場合の作成・提出の省略、②HPで開示する場合の記載省略、③納税証明書を提出不要とする者の創設、④開示事項の見直し等を行った。

no	定期提出書類（含む添付書類）	根拠条文	御意見を踏まえた見直し
1	事業計画書	府令39条1号	
2	収支予算書	府令39条2号	
3	資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	府令39条3号	該当なしの場合はチェックのみ。
4	公益事務の種類及び内容に関する書類等	府令39条4号	備置き書類にはなるが、内容に変更がない場合は、作成・提出は省略。
5	財産目録（貸借対照表）	法20条2項1号	
6	受託者等名簿	法20条2項2号	内容に変更がない場合、作成・提出は省略。
7	公益信託報酬の支払基準	法20条2項3号	
8	信託財産に係る帳簿	法20条4項	
9	計算書類（貸借対照表、信託概況報告等）	法20条4項	
10	受託者に関する重要な事項	府令40条1項1号	HP等で開示する場合は、記載省略 開示項目見直し（次ページ参照）
11	公益信託事務の処理に関する重要な事項	府令40条1項2号	
12	中期的収支均衡の書類	府令40条1項3号	
13	公益事務割合の書類	府令40条1項4号	
14	使途不特定財産の書類	府令40条1項5号	
15	公益信託事務継続予備財産の書類	府令40条1項6号	
16	指定寄附資金の書類	府令40条1項7号	
17	受託者固有の計算書類等	府令40条1項8号	HP等で開示する場合は、記載省略
18	納税証明書	府令40条1項9号	上場会社、公益法人等は不要
19	信託管理人の承諾を証する書面	府令48, 49条	

■ 受託者の運営組織に関する重要な事項（府令49条1項1号）

参与等
からの
御意見

- ・社員の氏名など不必要。また、登記簿を見ればわかることを重ねて公開させる負担を増やす必要はない。
- ・公益法人では「数その他の状況」に対し、「数及び氏名又は名称その他の状況」。（岡本参与意見書47）
- ・職業に関する事項は必要か。（岡本参与意見書50）
- ・株主や決算情報の開示は、法人全体の事業リスク（競争上の不利益等）に繋がることから、公益信託への参入を諦める可能性が高い。（個別ヒアリング企業）

■ 公益信託事務の処理に関する重要な事項（府令1項2号）

参与等
からの
御意見

- ・寄附を受けた財産の額等について、貸借対照表と損益計算書における記載項目とも重複している。貸借対照表と損益計算書によってカバーされる情報を、別途の書類によって提出させることは不要と考える。（豊福参与）

	旧（第2回研究会提示案）	見直し案
1	受託者の構成（株主、社員等）に関する情報	定期提出書類項目から削除
2	受託者の役員等に関する情報	旧案維持
3	受託者の組織に関する情報（従業員数、組織図）	組織図は求めない
4	受託者の財務に関する情報（決算書等の開示）	貸借対照表の要旨その他の財務に関する状況とし、公告以上の情報は求めない
5	当該法人又は団体の行う事業の内容	概ね旧案維持も法令上は、定款等に関する事項に変更
6	当該受託者の職業に関する事項	旧案維持

	旧（第2回研究会提示案）	見直し案
1	寄附を受けた財産の額	収支決算書等をExcelで提出する場合は不要とする旨検討中
2	金融資産の運用収入の額	
3	資産、負債及び期末純資産の額	
4	関連当事者取引及びその明細	旧案維持
5	海外への送金の有無及びリスクの軽減策の有無	
6	公益信託事務の処理の体制、情報開示の適正性び経理的基礎を担保する状況（no11）	認可時に別紙説明とし、毎年の提出は不要
7	公益信託報酬の収受	項目から削除

※ 定期提出書類は原則公開。行政庁が審査・監督において必要と認める場合個別に情報の提出を求めることは妨げられない。

2 内閣府令（法律施行規則） 関係

(3) その他の論点

- 府令第3条（特定資産公益信託）

- 府令第24条～第32条（公益事務割合）

府令第3条（特定資産公益信託）①

信託行為に定める事項（要件）

1	信託財産が寄附により受け入れた金銭又は預貯金、国債その他これらに準ずる資産（いずれも内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）に限られる旨 ※ 信託財産の運用について、旧税法の特定公益信託において認められているもの（①預金又は貯金、②合同運用金銭信託、③国債、地方債等（旧法人税法施行令第77条の4第2項ニ）及びこれらに準じるものを想定している。
2	当該信託財産（その信託財産に帰せられる収益を含む。）について内閣府令で定める方法によってのみ支出する旨

今回の提案

財務規律が及ばない特定資産公益信託について信託財産の死蔵を防ぐ仕組み（支出方法：no2に関する規定追加）をどう考えるか。⇒ 信託財産の支出方法については、第2回研究会で提示した案2をベースとし、付随的な対応として案3・4をガイドライン等において明記していくこととしたい。

案		Pros	Cons
案1	信託年度末の信託財産額の上限を定める方法（信託行為）	- 基準として明確 - 上限は、委託者と受託者の合意等によりが柔軟に定めることが可能	- 合理的な上限設定とその妥当性の判断が困難 - 上限を超えた場合の対応をどうするか - 現行の公益信託にない規律であり、委託者等への説明に時間を要する（移行の場面）
案2	信託財産から生じる利子等収益以上を支出する旨定める方法（信託行為）	- 信託財産額に応じた支出のラインを定めることが可能 - 現行の公益信託にない規律であるが一律に明確な適用が確保される	結果的に支出が出来なかった場合に、監督上の措置の対応となり得る

上記案2と組み合わせる付随的な方策

案3	追加信託等があった場合に事業計画にその旨織り込む方法	個々の公益信託に応じた支出計画を策定することが可能	- 少額の寄附等について支出計画を求めることの煩雑さ - 支出計画を出さない受託者への対応が必要 - 支出計画の妥当性の判断が困難である可能性あり
案4	信託管理人による監督指針を定める方法	受託者や個々の公益信託の実態に沿った信託管理人の監督が可能	- 信託管理人の能力に依存 - 監督指針の法的根拠が曖昧

府令第3条（特定資産公益信託）②

- 信託財産の支出方法については、第2回研究会で提示した案2をベースとし、付随的な対応として案3・4をガイドライン等において明記していくこととしたい。

	参与からの御意見	対応方針
信託財産の運用 (1項2号)	信託財産の運用において、株式・外国証券を含むポートフォリオ運用は可能になっていると理解してよいか確認されたい。信託財産の運用において、適切な資産運用がされない場合には、受託者としての善管義務等に反することになるとすら言われている昨今、prudent investor ruleの範囲においては、最大限運用可能であることを、法の範囲内で示すべきである。（岡本参与意見書36） 元本は切り崩さず、運用収益を毎年公益目的のために支出する公益信託については、未来永劫支出ができるということになるので、そのことを死蔵とは言わないと思われる。一定程度運用する場合は、特定資産公益信託ではなく一般の公益信託としてほしいということが、今後の御説明の中で明らかになると望ましい。（第2回研究会意見）	- 特定資産公益信託は、信託財産の安定的な運用及び信託事務の内容に鑑み、収入及び支出についての予見可能性が高く財産が死蔵されないことが確保されていると考えられる信託、その財産の運用についても、旧税法における特定公益信託の規律を参考に、「安定した収益の確保を目的として適正に行う」ものに限定列挙しており、株式等の運用は想定していない。 - 御指摘の通り、一定程度の信託財産の運用を行う場合は、財務規律が適用される公益信託とすべきであると考えており、今後ガイドライン等においても明確にしていきたい。 - 信託財産が金融資産に限定される場合は、計算書類を簡素化することもできる規定を設ける。（詳細P28御参照）
信託財産の支出方法 (2項2号)	上限規制ではなく、支出促進規制が望ましい。ただし、「利子等」より広く「運用収益」とすべき。（岡本参与意見書36） 案1（信託財産の上限）については将来の寄附額等を想定することが困難なため対応は困難である。 案2については契約の記載ぶりについて今後議論させていただき、Consに記載の「監督上の措置」について、「合理的な理由の説明にて容認」「具体的対応をガイドライン等で明記」されるようであれば、対応可能。（豊福参与意見書） 信託財産から生じる利子等収益以上を支出すると規定すると、例えば信託事務年度末に剰余金の配当が入った場合、全て支出できないことは起こり得るので、何年以内は支出しなくても問題ない等バッファを設ける必要があるのではないか。（第2回研究会意見）	- 第2回研究会（次頁に資料再掲）において、案1については、実務上の対応が困難であるといった意見等も踏まえ、案2を採用することとする。 - 御意見も踏まえ、「利子等」については、「利子その他資産の運用に係る収入に相当する額」とし、運用収入全てであることや「相当する額」とすることで、年度内に支出できるような規律とした（運用収入について、ある程度予測がつくと考えられ、問題ないものとする。） - そのうえで、監督上の措置については、ガイドラインにおいて明確にしていきたい。

第 2 回研究会 事務局提案

公益事務に直接供される費用について、用途を説明することで「事業費」として計上することを認めるという方針を前提に、公益事務割合を 80% とすることについて、実務として対応可能な割合であるか。



参与からの御意見

- 把握ができる現在の公益信託344件のうち、65件(18%)は80%を達成できていない状況であり、80%という基準割合の設定は厳しい。
- 80%に達していない公益信託としては、規模が小さいものが挙げられ、信託報酬の最低額があるため、事業費全体が小さくなり、信託報酬の割合が高くなる。奨学金や助成金の対象が市町村単位であるなど、公益目的の範囲が狭い公益信託では、募集をかけても応募が少ないものがある。
- 公益法人並びで50%でもよいのではないか。事業型といわれる公益信託がどのようなものになるかも分からない。規模の大小によって差異を設けると小さいものへのインセンティブとなってしまう。小規模の公益信託における適正な水準にあわせて始めてみるのがいいのではないか。

見直し案

- 公益事務割合は、受託者が公益事務を行うにあたって、その管理のための費用が大きくなるようなコスト倒れの公益信託を認めないという観点から設けられる規定であり、公益法人において公益目的の事業を主な目的とすることを担保する公益目的事業比率よりは高い水準が求められる。
 - 既存の公益信託の実績を基にした公益事務割合及び既存の公益財団法人のうち収益事業等を行わない法人における公益目的事業比率を参考とし、公益事務割合における基準割合を70%とする。
- ※ 基準未達が直ちに認可取消しとなるものではない。説明を求めて必要に応じ監督措置等をとる。

既存公益信託の公益事務割合

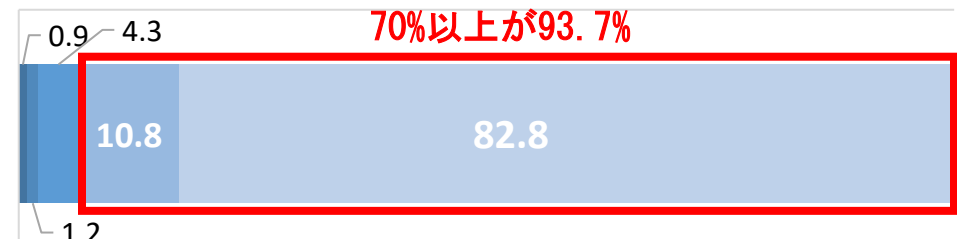
■ 50%未満 ■ 50%～60% ■ 60%～70% ■ 70%～80% ■ 80%以上



公益財団法人の公益目的事業比率

※収益事業等を行わない法人に限る。

■ 50%未満 ■ 50%～60% ■ 60%～70% ■ 70%～80% ■ 80%以上



3 合同命令（計算規則等） 関係

会計研究会における意見・今後の方針

- 第75回「公益法人の会計に関する研究会」（令和7年2月27日）では、公益信託会計の在り方について、以下の御意見を頂戴した。

事務局提案

- 公益信託における会計の目的は①受託者の委託者に対する受託責任の履行、信託財産の分別管理義務の担保、②信託管理人による監督、③その他のステークホルダー（寄附者、信託事務の対象者、行政庁）のニーズに対応していくことにあり、会計については、全体として統合的な制度として設けられる**公益法人の会計基準を基本として検討を行う**。
- 一方で、多様な受託者において、受託者固有の会計と全く異なる会計処理を求めることは受託者の負担となり、公益信託の活用の阻害に繋がること等から、会計処理については、**可能な限り簡素化をすることが相当**。
- 発生主義を前提とした貸借対照表・損益計算書（特定資産公益信託は現金ベースの収支決算書・財産目録）とする**。
- 純資産の区分は任意、事業費と管理費の整理を行う 等
- 今後、雛形など、会計実務の取扱いを整理する。

会計研究会参与からの御意見

- 様々な観点について、**公益法人会計からの簡素化・簡便化**を御願いしたい。
- 特定資産公益信託について、収支決算書・財産目録の作成とすることに賛同**。
- 現行の公益信託で管理費とされている運営委員会の開催費等を事業費にすることを含め、事業費と管理費について見直しが必要。
- 科学技術系の助成は事後フォロー等に費用を要するが事業費に計上できない場合は活用が阻害されると考えられる。
- 損益計算書について、公益法人会計基準では「活動計算書」としている点は今後、会計実務上の取扱いを検討する必要がある。

今後の方針

- 公益信託会計の在り方の検討
- 計算書類の雛形の策定（計算書類の整理は次頁御参照）

公益信託における計算書類の考え方

- 減価償却資産が信託財産に含まれることが見込まれない公益信託については、資源提供者等からの資金使途指定の有無を区別する必要性がないことから、貸借対照表における純資産の区分を任意とし、損益計算書においても財源別の収益・費用の認識を任意とすることで**計算書類の簡素化**を図る。
- 特定資産公益信託**については、**現金ベースでの計算（収支決算書の作成）でも可**とし、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を表す書類については、**財産目録に一本化**する。

	原則	信託財産に減価償却資産 を含まない公益信託	特定資産公益信託
財産目録 (法第20条第2項第1号)	財産目録		財産目録 公益信託法第20条第2項 第1号の財産目録を信託法 第37条第2項の書類の一部 とする (命令第19条第3項)
信託法第37条第2項 の書類	貸借対照表 純資産を指定純資産及び 一般純資産に区分 (命令第30条第4項)	貸借対照表 <u>純資産の区分は任意</u> (命令第30条第4項ただし書)	
	損益計算書 財源別の収益・費用を認識	損益計算書 <u>財源別の認識は任意</u>	収支決算書 (命令第19条第3項)
事業報告	信託概況報告		
信託法第37条第1項 の書類	会計帳簿 (命令第18条第1項)		信託帳簿 (命令第19条第2項)

(参考) 府令第 17 条～第 23 条 (中期的収支均衡) への影響

純資産の区別の有無による差異

	指定純資産・一般純資産に区別する	区別しない
中期的収支均衡上の収入・費用	一般純資産に係る経常収益等・経常費用等	全ての経常収益等・経常費用等
金銭の信託・寄附 (資源提供者による使途の指定あり)	指定純資産に係る経常収益 (=中期的収支均衡の <u>対象外</u>)	経常収益 (=中期的収支均衡の <u>対象</u>) ⇒金銭で事務を実施: 中期的期間において費消又は公益充実資金の積立て ⇒ <u>金融資産を取得: 公益目的保有財産として取得(※)</u> した場合は、 <u>剰余額の解消</u>
投資有価証券の信託・寄附 (指定あり)	・ 指定純資産に係るその他収益 (=中期的収支均衡の <u>対象外</u>) ・ <u>運用益</u> は一般純資産に係る経常収益 (=中期的収支均衡の <u>対象</u>)	・ 投資有価証券受贈益としてその他収益 (=中期的収支均衡の <u>対象外</u>) ・ <u>運用益</u> は経常収益 (=中期的収支均衡の <u>対象</u>)
固定資産の信託・寄附 (指定なし)	・ 一般純資産に係るその他収益 (=中期的収支均衡の <u>対象外</u>) ・ <u>対価収入・減価償却費</u> は一般純資産に係る経常収益・経常費用 (=中期的収支均衡の <u>対象</u>)	
固定資産の信託・寄附 (指定あり)	・ 指定純資産に係るその他収益 (=中期的収支均衡の <u>対象外</u>) ・ 対価収入は一般純資産に係る経常収益 (=中期的収支均衡の <u>対象</u>) <u>減価償却費</u> は指定純資産に係る経常費用 (=中期的収支均衡の <u>対象外</u>)	

(※) 公益認定等ガイドライン (145頁)

剰余額の解消策として金融資産を取得する場合には、剰余金が単に金融資産に形を替えて活用されずに死蔵されることを防ぐ必要があるため、過去に公益目的事業を継続するためにやむを得ず取り崩した公益目的保有財産を回復する場合、公益目的事業のために直接財産を費消することと比較して、中長期的に同程度以上の公益目的事業の拡大となることが見込まれる場合など、金融資産から生じる果実が公益目的事業の充実のために使用される見込み・必要性が求められる。